



平成 21 年 8 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)
代表者名 取締役社長 國保善次
(コード番号 5451 東証・大証 第1部)
問合せ先 経営企画本部 広報課
次長 宮原隆志
(TEL 06-6245-9103)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令

受領に関するお知らせ

当社は、めっき鋼板及び塗装めっき鋼板の販売価格に関して「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下独占禁止法という)違反の疑いがあるとして、平成20年1月24日に公正取引委員会による立入調査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受領いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、法令・ルールの遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態を招き、株主、お客様はじめ関係各位に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令および課徴金納付命令の通知を受けた日

平成21年8月27日

2. 排除措置命令の内容

溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(塗装品を含む)に関して、店売り取引及び軽量天井地下地材製造業者向けひも付き取引並びに建材製品製造業者向けひも付き取引の各分野において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、違反行為が消滅している旨を確認し、且つ、以後同様の違反行為が行われないよう必要な措置を取ることを命じられました。

3. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額：36億7567万円

納付期限：平成21年11月30日

4. 今後の対応及び業績に与える影響について

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を精査し、今後の対応を検討することといたします。ただ、本件が業績に与える影響につきましては、課徴金納付命令(案)の事前通知に基づき平成21年8月7日に公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおります。

以上